

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和7年度 第15回定例  
11月5日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和7年11月5日に教育委員会第15回定例会を招集した。

- |   |      |              |         |        |
|---|------|--------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和7年11月5日(水) | 開会      | 13時30分 |
|   |      |              | 閉会      | 14時20分 |
| 2 | 会場   | 教育委員会議室      |         |        |
| 3 | 出席者  | 教 育 長        | 池 上 重 弘 |        |
|   |      | 委 員          | 伊 東 幸 宏 |        |
|   |      | 委 員          | 小野澤 宏 時 |        |
|   |      | 委 員          | 天 城 真 美 |        |
|   |      | 委 員          | 飯 村 幸 生 |        |
|   |      | 委 員          | 渡 村 マ イ |        |

事務局(説明員)	前 澤 綾 子	教育部長
	小野田 秀 生	教育監
	山下 英 作	理事(統括・新図書館担当)
	金 嶋 克 年	参事(政策管理担当)
	中山 雄 二	参事(学校教育担当)
	高 林 伸 成	教育総務課長
	白 土 達 夫	教育政策課長
	櫻 井 澄 人	教育DX推進課長
	上 原 啓 克	財務課長
	鈴木 憲 昭	教育厚生課長
	横 田 恭 子	教育施設課長
	秋 野 薫	義務教育課長
	中 村 大 輔	高校教育課長
	山 村 仁	特別支援教育課長
	夏 目 伸 二	健康体育課長
	小 竹 啓 功	社会教育課長
	小須賀 拓也	新図書館整備課長
	植 松 博	静岡教育事務所長
	菅 沼 晃	静岡西教育事務所長
	持 山 育 央	総合教育センター所長
	高 橋 健 二	中央図書館長

- 4 その他  
第20、21、22、23、24号議案は承認された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

教 育 長： それでは審議を始める。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 24 号議案は人事案件のため非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： それでは第 24 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

**第 20 号議案 令和 8 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則**

教 育 長： 第 20 号議案「令和 8 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について、中村高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <第 20 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 20 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 20 号議案について、原案のとおり可決する。

**第 21 号議案 賀茂地区県立高校のキャンパス制開始**

教 育 長： 第 21 号議案「賀茂地区県立高校のキャンパス制開始」について、小粥高校教育課学校づくり推進室長より説明願う。

学校づくり推進室長： <第 21 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

伊 東 委 員： キャンパス制の説明が加わりわかりやすくなった。この議題に関しては了解したが、キャンパス制の実際の運用について、例えば時間割の組み方だとか、行事のやり方だとか、具体的に詰めなければならない課題が山ほどあると思うが、このキャンパス制を実施するための課題の整理、課題解決に向けた体制の整理などを早急に進めていただきたい。

学校づくり推進室長： 今後公表されると、いろいろな所でニーズ調査等を進めることができるので、状況を把握しながら検討を進めていきたい。今後の予定も、3 枚目の下のところにあるが、キャンパス制の基本構想であったり、キャンパスごとの構想、また、全てをまとめた基本計画の方も、今年度末、また来年度末に向けて策定していきたいと考えている。今、御意見を頂いたように、今後はオンラインを使って同時に、例えば下田キャンパスの生徒と稲取キャンパスの生徒が同じ時間に同じ先生の授業を受けるという事も想定している。そうすると当然、授業の開始、終了時間、教科書、時間割なども統一する必要があるので、そのような調整も進めていきたいと考えている。

- 教 育 長： 本日の資料の3枚目4枚目には、あまりスポットライトが当たっていないが、このキャンパス制においてオンラインでの授業の配信、受信は非常に重要な教育上のポイントになってくることから、当然のことながら、時間割を擦り合わせていくという事がこのようなキャンパス制を機能的に運営する上で非常に重要なポイントになっていくだろうと考えている。また、学校行事については、現時点で具体的な検討は進んでいないが、ある種の協働の基に学校行事を進めていくとすれば、当然学年歴の擦り合わせや調整も今後具体的な検討課題になってくるだろうと考えている。小野田教育監から校長経験者の立場で現時点でコメント願う。
- 教 育 監： 学校としての一体感をどう出していくかということが重要であると思うので、教育委員会事務局だけではなく、学校現場の先生方の話も丁寧に聞きながら進めていければと思う。
- 教 育 長： 承知した。また、このオンラインのネットワークには、キャンパスの学校だけではなく、総合教育センターからの配信も視野に入るため、持山総合教育センター所長からコメント願う。
- 総合教育センター所長： 遠隔配信の授業については、今年度当センターに配信担当の教員を配置している。現在、佐久間分校、土肥分校、松崎高校の3校に配信する形で実践しながら研究を進めている。先ほどお話にあった、時間割上の問題などがあるが、日々授業を実践する中でこうやると上手くいく、などといったノウハウが蓄積されていくので、来年の運用に当たっては、かなり良い形で授業が実践できるのではないかと考えている。
- 天 城 委 員： 説明のあったことについて概ね理解したが、オンライン上でのつながりは、大分計画されているが、その中にもリアルなつながりも大切になってくると思うので、リアルなつながりが実現できるようなカリキュラムを、予算を付けて実施していくと、よりキャンパス制の良さがでてくるのではないかと思うので、お願いしたい。
- 学校づくり推進室長： 承知した。今後検討していく。
- 伊 東 委 員： 幾つか提案であるが、入学直後のオリエンテーションをリアルで集まって、できれば1泊し実施するであったり、3年間のうち、例えば1、2か月間を別のキャンパスで学ぶといった、キャンパス間留学のような制度を実現できれば、いろいろな意味でキャンパス制の特徴を出していけるのではないかと思うので、検討願いたい。
- 教 育 長： 非常に貴重な、先程の天城委員の問題提起と響きあう御提案であった。昨年、札幌に出張して、北海道教育委員会の遠隔配信を視察してきたが、配信側のセンターと、受け手側の高校で全く同じICT環境が構築されていた。配信側の先生方も、受け手側の長万部まで行き、長万部の高校の生徒たちと、やあやあと言いながら長万部校から配信する時もあったとのことで、今回の場合であれば、下田、稲取、松崎の3か所に同じ機械や機材を入れて、基本は下田からの配信かもしれないが、ある時は稲取や松崎からの配信といったことも視野に入れたいと私自身は強く思っている。非常に貴重な御意見に感謝申し上げる。他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)  
教 育 長： 第 21 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。  
全 委 員： (異議なし)  
教 育 長： 第 21 号議案について、原案のとおり可決する。

## **第 22 号議案 令和 8 年度静岡県立特別支援学校高等部募集計画、高等部専攻科募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

教 育 長： 第 22 号議案「令和 8 年度静岡県立特別支援学校高等部募集計画、高等部専攻科募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、山村特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <第 22 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 浜松市中央区江之島の特別支援学校の建替えにあたり、土壌汚染がある、などという報道があった記憶があるが、本議案と関連があるのか。

特別支援教育課長： 浜松特別支援学校の件については、報道のとおりである。現地での建替えの方向で検討を進めていたところ、土壌から有害物質が検出されたため、正式な調査を行い、形質変更届が必要な場所であるという結論となった。この結果は浜松市の広報でも発表されている。これを受け、再度建替えについて検討した結果、一時中止をして、今後移転等も含め検討をすることとなった。議会に説明し、更に関係機関等に説明した件が報道された。あくまで浜松特別支援学校本校の建替えの案件であり、浜松特別支援学校江之島分校は、浜松江之島高等学校内に設置される分校であるので、本件とは直接関係ない。

教 育 長： 浜松特別支援学校は現時点でどこかに動くわけではないが、これまでの計画をそのまま推し進める形ではない。一方で、来年度の募集をどうするかということは直接の関係はなく、江之島分校についてはそれ以前から話が出ていたため、募集計画とは連動しない。

伊 東 委 員： 承知した。土壌汚染による計画の変更などは、その都度報告されたい。

教 育 長： 承知した。他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 22 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 22 号議案について、原案のとおり可決する。

## **第 23 号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することについての協議の修正**

教 育 長： 第 23 号議案「知事の権限に属する事務を補助執行することについての協議の修正」について、小竹社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <第 23 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 23 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 23 号議案について、原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教 育 長： これより会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

#### **<非>第 24 号議案 訴訟案件**

※非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和 7 年度第 15 回教育委員会定例会を閉会とする。